

秋田県公報

目次	ページ
規則	1

規則
 ○秋田県税条例施行規則等の一部を改正する規則(二三・
 税務課)……………1

規 則

秋田県税条例施行規則等の一部を改正する規則をここに公布する。
 平成二十一年三月三十一日
 秋田県知事 寺 田 典 城

秋田県規則第二十三号

秋田県税条例施行規則等の一部を改正する規則
 (秋田県税条例施行規則の一部改正)

第一条 秋田県税条例施行規則(昭和三十九年秋田県規則第十五号)の一部を次のように改正する。

- 五号)の一部を次のように改正する。
- 目次中「第六節 削除」を「第六節 自動車取得税(第三十七条―第四十四条)」に、「第七節 軽油引取税(第四十一条―第四十二条)」を「第七節 軽油引取税(第五十一条―第五十二条)」を「第七節及び第二節(第五十二条―第五十七条)」に、「第七節及び第二節(第五十二条―第五十七条)」を「第七節及び第二節(第五十二条―第五十七条)」に改める。
- 第三条第一項中「第九十八条」の下に、「法第四十条、法第四十四条の五十五」を加え、「法第六百九十九条の二十九、法第七百条の四十四」を削る。
- 第九条中「第七百条の二十一第二項」を「第四百四十二条の十九第二項」に改める。
- 第十一条第一項中「第七百条の二十一第二項」を「第四百四十二条の二十九第二項」に、「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十二条の二十九第一項」に改める。

第十五条第一項の表中「第八十三条の二」の下に、「条例第二百二十二条第二項」を加え、「条例第八十条第二項」を削り、「第六百九十九条の十八第四項、法第六百九十九条の二十一第五項、法第六百九十九条の二十二第四項、法第七百条の三十第四項、法第七百条の三十三第五項及び法第七百条の三十四第四項」を「第二百二十九条第四項、法第三百二十二条第五項、法第三百三十三条第四項、法第四百四十二条の四十四第四項、法第四百四十二条の四十七第五項及び法第四百四十二条の四十八第四項」に、「第七百条の二十一第二項」を「第四百四十二条の二十九第二項」に、「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十二条の二十九第一項」に、「第七百条の十四の三第三項」を「第四百四十二条の二十第一項」に、「第七百条の十四の三第二項」を「第四百四十二条の二十第二項」に改め、「第九十二条第一項」の下に、「法第三百四十四条第一項、法第四百四十二条の四十九第一項」を加え、「法第六百九十九条の二十三第一項、法第七百条の三十六第一項」を削る。

第二十七条の二第二項第七号中「第七十六条の九第二項」の下に、「条例第七十九条第三項」を加える。

第二章第六節を次のように改める。

第六節 自動車取得税

(減免申請)

第三十七条 条例第一百五十五条第二項の規定による申請書は、同条第一項第一号から第四号まで及び第六号から第八号までに規定する自動車の取得にあつては条例第一百一十一条第一項の規定による申告納付をすべき際に、条例第一百五十五条第一項第五号に規定する自動車の取得にあつては同号に規定する災害がやんだ日から三月以内に、別に定める様式により、提出しなければならない。

2 秋田地域振興局長は、条例第一百五十五条第一項の申請に係る処分を決定したときは、その旨を申請者に通知しなければならない。

(日本赤十字社等に対する減免基準)

第三十八条 条例第一百五十五条第一項第一号及び第二号に掲げる自動車の取得については、当該自動車の取得に係る自動車取得税額の全額を免除する。

(身体障害者等に対する減免)

第三十九条 条例第一百五十五条第一項第三号に規定する身体に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者(以下「身体障害者」という。)とする。

一 身体障害者手帳に身体上の障害がある者として記載され

ている者で、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる身体障害者福祉法施行規則(昭和二十五年厚生省令第十五号)別表第五号に定める障害の等級に該当する障害を有するもの

障害の区分	障害の級別
視覚障害	一級から四級までの各級
聴覚障害	二級及び三級
平衡機能障害	三級
音声機能障害	三級(喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由	一級及び二級
下肢不自由	一級から六級までの各級
体幹不自由	一級から三級までの各級及び五級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	一級及び二級(一上肢のみに運動機能障害がある場合を除く。)
上肢機能	一級から六級までの各級
移動機能	一級及び三級
心臓機能障害	一級及び三級
じん臓機能障害	一級及び三級
呼吸器機能障害	一級及び三級
ぼうこう又は直腸の機能障害	一級、三級及び四級
小腸の機能障害	一級及び三級
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	一級から三級までの各級

二 戦傷病者特別援護法(昭和三十八年法律第六十八号)

第四条第一項の規定による戦傷病者手帳(以下「戦傷病者手帳」という。)の交付を受けている者で、次の表の上欄に掲げる障害の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる恩給法(大正十二年法律第四十八号)別表第一号表ノ二又は第一号表ノ三に定める重度障害の程度又は障害の程度に該当する障害を有するもの

障害の区分	重度障害の程度又は障害の程度
-------	----------------

視覚障害 聴覚障害 平衡機能障害 音声機能障害	特別項症から第四項症までの各項症 特別項症から第四項症までの各項症 特別項症から第四項症までの各項症 特別項症から第二項症までの各項症 (喉頭摘出による音声機能障害がある場合に限る。)
上肢不自由 下肢不自由	特別項症から第三項症までの各項症 特別項症から第六項症までの各項症 及び第一款症から第三款症までの各款症
体幹不自由	特別項症から第六項症までの各項症 及び第一款症から第三款症までの各款症
心臓機能障害 じん臓機能障害 呼吸器機能障害 ぼうこう又は直腸の機能障害 小腸の機能障害	特別項症から第三項症までの各項症 特別項症から第三項症までの各項症 特別項症から第三項症までの各項症 特別項症から第三項症までの各項症 特別項症から第三項症までの各項症

2 条例第百十五号第一項第三号に規定する精神に障害を有し歩行が困難な者で規則で定めるものは、次の各号のいずれかに該当する者(以下「精神障害者」という。)とする。

- 一 児童相談所又は福祉相談センターの長により重度の知的障害者と判定された者で、厚生労働大臣の定めるところによる療育手帳(以下「療育手帳」という。)の交付を受けているもの
- 二 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律第四十五条第二項の規定による精神障害者保健福祉手帳(以下「精神障害者保健福祉手帳」という。)の交付を受けている者で精神保健及び精神障害者福祉に関する法律施行令(昭和二十五年政令第百五十五号)第六条第三項に定める一級の障害を有するもの

3 条例第百十五号第一項第三号に規定する身体障害者又は精神障害者(以下「身体障害者等」という。)と生計を一にする者が運転する家用自動車のうち規則で定めるものは、身体障害者のうち次の各号のいずれかに該当する者又は精神障害者の通学、通院、通所又は生業のためにその者と生計を一にする者が運転する家用自動車とする。

- 一 第一項第一号に掲げる者のうち音声機能障害を有する者及び障害の級別が下肢不自由について四級から六級までの各級のいずれか、体幹不自由について五級、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害のうち移動機能障害について三級(一)下肢のみに運動機能障害があるものに限る。)から六級までの各級のいずれか又はぼうこう若しくは直腸の機能障害について四級に該当する者以外のもの
- 二 第一項第二号に掲げる者のうち音声機能障害を有する者及び重度障害の程度又は障害の程度が下肢不自由について第四項症から第六項症までの各項症のいずれか若しくは第一款症から第三款症までの各款症のいずれか又は体幹不自由について第五項症、第六項症若しくは第一款症から第三款症までの各款症のいずれかに該当する者以外のもの

4 条例第百十五号第一項第四号に規定する身体に障害を有する者又は精神に障害を有する者として記載されている者又は戦傷病者手帳、療育手帳若しくは精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている者とする。

5 条例第百十五号第一項第四号に規定する身体に障害を有する者又は精神に障害を有する者のみで構成される世帯(第七項において「障害者のみの世帯」という。)に属する身体障害者等を常時介護する者が運転する家用自動車のうち規則で定めるものは、身体障害者のうち第三項各号のいずれかに該当する者又は精神障害者の通学、通院、通所又は生業のためにその者を常時介護する者が運転する家用自動車とする。

6 条例第百十五号第一項第三号又は第四号の規定による身体障害者等に係る自動車取得税の減免は、当該身体障害者等に係るものとして既に同項の規定による減免を受けた自動車の取得に係る自動車所有し、又は使用していない場合に限るものとし、取得する自動車一台に係る自動車の取得に対する自動車取得税額の全額とする。

7 条例第百十五号第一項第三号又は第四号に規定する自動車の取得について自動車取得税の減免を受けようとする者は、第三十七条第一項の規定による申請書を提出する際に、当該減免に係る身体障害者の身体障害者手帳(戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものにあつては、戦傷病者手帳)、知的障害者の療育手帳又は精神障害者の精神障害者保健福祉手帳(以下「身体障害者手帳等」という。)及び運転免許証を提示するとともに、減免の対象となる自動車及び身体障害者等のために当該身体障害者等と生計を一にする者によつて運転されるもの又は障害者等のみの世帯に属する身体障害者等のために当該身体障害者等を

常時介護する者によつて運転されるものであるときは、申請書に当該自動車に係る当該事実を証明する社会福祉法第十四条の規定により設置された福祉に関する事務所若しくは町村の長(当該身体障害者が戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものである場合にあつては、健康福祉部福祉政策課長。以下「福祉事務所長等」という。)又は地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五号第一項の規定により設置された保健所の長(以下「保健所長」という。)の証明書及び秋田地域振興局長が必要と認める書類を添付しなければならない。

8 秋田地域振興局長は、前項の規定により申請書を受理したときは、当該申請に係る身体障害者等の身体障害者手帳等に受理印を押印しなければならない。

第四十条 条例第百十五号第一項第五号に掲げる自動車の取得については、当該自動車の取得に係る自動車取得税額の全額を免除する。

2 条例第百十五号第一項第六号に掲げる自動車の取得については、当該減失し、又は損壊した自動車の減失又は損壊の日において課税標準となるべき価額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する額を免除する。(身体障害者等の利用に供する自動車の取得に対する減免基準)

第四十一条 条例第百十五号第一項第七号に掲げる自動車の取得については、当該自動車の取得に係る自動車取得税額の全額を免除する。

2 条例第百十五号第一項第八号に掲げる自動車の取得については、当該自動車の取得価額のうち、身体障害者等の利用に供するため又は身体障害者が運転するための構造変更によつた金額に当該自動車に係る自動車取得税の税率を乗じて得た額に相当する自動車取得税額を免除する。(自動車取得税に係る書類等の様式)

第四十二条 次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表中欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるものとする。

上欄	中欄	下欄
第三十七条第二項	自動車取得税減免承認(不承認)通知書	様式第百九十号
第三十九条第八項	自動車取得税減免申請書	様式第百九十号

請受理印

四号

2 次に掲げる申告又は申請は、別に定める様式による申告書又は申請書によつてしなければならない。

1 条例第百十一条第三項の規定による自動車取得税修正の申告

2 条例第百十三条第九項の規定による自動車取得税免除又は徴収猶予の申告

3 条例第百十三条第九項及び条例第百十四条第二項の規定による自動車取得税還付又は免除の申請

第四十三条・第四十四条 削除

第二章第六節の次に次の一節を加える。
第六節の二 軽油引取税

第四十四条の二 地域振興局長は、条例第百十九条第一項の規定による仮特約業者の指定をしたときは、その旨を当該仮特約業者に通知しなければならない。

2 地域振興局長は、条例第百十九条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請者を指定しないことと決定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 地域振興局長は、条例第百十九条第三項の規定により仮特約業者の指定を取り消したときは、その旨を当該取消に係る者に通知しなければならない。

第四十四条の三 地域振興局長は、条例第百二十条第一項の規定による特約業者の指定をしたときは、その旨を当該特約業者に通知しなければならない。

2 地域振興局長は、条例第百二十条第一項の規定による申請書の提出があつた場合において、当該申請者を指定しないことと決定したときは、その旨を当該申請者に通知しなければならない。

3 地域振興局長は、条例第百二十条第二項の規定により特約業者の指定を取り消したときは、その旨を当該取消に係る者に通知しなければならない。

4 知事は、条例第百二十条第一項の規定による特約業者の指定又は同条第二項の規定による特約業者の指定の取消があつたときは、次に掲げる事項を県公報に登載するものとする。

- 一 特約業者の氏名又は名称（法人にあつては、代表者の氏名を含む。）
- 二 主たる事務所又は事業所の所在地

三 特約業者の指定又は指定の取消しの年月日

（軽油引取税の特別徴収義務者等）

第四十四条の四 条例第百二十二条の二第一項の規定による軽油引取税の特別徴収義務者は、次に掲げる者とする。

1 元売業者又は特約業者

2 前号に掲げる者と令に規定する特殊の関係がある個人で共同事業者とみなされる者で地域振興局長の指定するもの

3 前二号に掲げる者のほか、軽油引取税の徴収の便宜を有する者で地域振興局長の指定するもの

2 地域振興局長は、前項第二号及び第三号の規定によつて軽油引取税の特別徴収義務者を指定したときは、その旨を当該指定を受けた者及び前項第一号に掲げる者に通知しなければならない。

（特別徴収義務者の登録等に関する通知）

第四十四条の五 地域振興局長は、条例第百二十二条の五第三項の規定により特別徴収義務者を登録特別徴収義務者として登録したときは、その旨を当該特別徴収義務者に通知しなければならない。

2 地域振興局長は、条例第百二十二条の五第五項又は第六項の規定により登録特別徴収義務者の登録を削除したときは、その旨を当該削除に係る者に通知しなければならない。

（免税軽油使用者証の交付申請）

第四十四条の六 条例第百二十二条の七第一項に規定する免税軽油使用者（以下「免税軽油使用者」という。）は、同項に規定する免税軽油使用者証（以下「免税軽油使用者証」という。）の記載事項に異動があつたときは免税軽油使用者証の書換え交付を、免税軽油使用者証を亡失し、又は破損したときは新たな免税軽油使用者証の交付を受けなければならない。

2 前項の規定による免税軽油使用者証の書換え交付を受けようとするときは、別に定める様式による免税軽油使用者証書換え交付申請書に免税軽油使用者証を添えて申請しなければならない。

3 免税軽油使用者は、免税軽油使用者証の有効期限を超える日を有効期限とする免税証の交付を申請しようとするときは、新たな免税軽油使用者証の交付を受けなければならない。

4 第一項及び前項の場合（免税軽油使用者証の書換え交付を受ける場合を除く。）において、免税軽油使用者証を亡失したときはそのてん末を記載した書面を、その他のときは既に交付を受けている免税軽油使用者証を免税軽油使用者証交付

申請書に添付しなければならない。

（免税軽油使用者証の有効期間）

第四十四条の七 免税軽油使用者証の有効期間は、交付の日から二年とする。ただし、前条第一項の規定により書換え交付する免税軽油使用者証の有効期間は、さきに交付した免税軽油使用者証の有効期間とする。

2 前条第三項の規定による申請により交付する免税軽油使用者証の有効期間は、前項本文の規定による有効期間にさきに交付した免税軽油使用者証の有効期間の残期間を加えたものとする。

（免税軽油使用者証等の返納命令に関する通知）

第四十四条の八 地域振興局長は、条例第百二十二条の七第五項の規定により免税軽油使用者証の返納を命ずるときは、その旨を当該免税軽油使用者証の交付を受けた者（同条第一項後段の規定により二人以上の者が代表者を定めて免税軽油使用者証の交付を受けた場合にあつては、その代表者）に通知しなければならない。

2 前項の規定は、条例第百二十二条の八第四項の規定により交付した免税証（以下「免税証」という。）の返納の命令について準用する。

（免税証の亡失等の届出）

第四十四条の九 免税証を亡失し、又は破損したときは、直ちに当該免税証を交付した地域振興局長に届け出なければならない。この場合において、免税証を亡失したときはその事実を証する書面又はそのてん末を記載した書面を、破損したときはその破損した免税証を届出書に添付しなければならない。

（軽油引取税に係る書類等の様式）

第四十四条の十 次の表の上欄に掲げる法令の規定による同表上欄に掲げる書類等の様式は、それぞれ同表下欄に掲げるところによるものとする。

上欄	中欄	下欄
第四十四条の二第一項及び第二項	仮特約業者指定承認（不承認）通知書	様式第百九十五号
第四十四条の二第三項	仮特約業者指定取消通知書	様式第百九十六号
第四十四条の三第一項及び第二項	特約業者指定承認（不承認）通知書	様式第百九十五号を用いるものとする。

第四十四条の三第三項	特約業者指定取消通知書	様式第九十九号を用いるものとする。
第四十四条の四第二項	軽油引取税特別徴収義務者指定書	様式第九十九号
第四十四条の四第二項	軽油引取税特別徴収義務者指定通知書	様式第九十九号
第四十四条の五第二項	徴収義務者登録簿特別通知書	様式第九十九号
第四十四条の八第一項	免税証返納命令書	様式第二百号
第四十四条の八第二項	免税証返納命令書	様式第二百号を用いるものとする。
法第四十四条の二十九第二項	軽油引取税徴収猶予承認(不承認)通知書	様式第二百一十号
法第四十四条の三十第三項	軽油引取税の還付又は納入義務の免除承認(不承認)通知書	様式第二百一十号
条例第二百二十二条の十五第二項	免税用途使用承認書	様式第二百一十号

2 次に掲げる行為は、別に定める様式による書類によつてしななければならない。

- 一 地方税法施行規則の規定による課税免除に係る軽油数量等の報告
- 二 条例第二百二十二条の五第二項及び第四項の規定による軽油引取税特別徴収義務者の登録又は変更登録の申請
- 三 第四十四条の五第一項の規定による軽油引取税登録特別徴収義務者登録の通知
- 四 条例第二百二十二条の五第五項の規定による軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除の申請
- 五 条例第二百二十二条の六第三項の規定による軽油引取税特別徴収義務者証再交付の申請
- 六 条例第二百二十二条の七第四項及び条例第二百二十二条の八第八項の規定による免税軽油使用者証又は免税証の返納の届出
- 七 条例第二百二十二条の九の規定による免税証交付申請先の届出

八 第四十四条の九第一項の規定による免税証の亡失又は破損の届出

九 条例第二百二十二条の十一の規定による軽油引取税徴収猶予の申請

十 条例第二百二十二条の十三第一項の規定による返還軽油の報告

十一 条例第二百二十二条の十三第二項の規定による軽油引取税還付の申請

十二 条例第二百二十二条の十四第一項の規定による軽油引取税の還付又は納入免除の申請

十三 条例第二百二十二条の十五第一項の規定による免税用途使用承認の申請

第十四 条例第二百二十二条の十五第二項の規定による免税用途使用承認の申請

第十五 条例第二百二十二条の十五第三項の規定による免税用途使用承認の申請

第十六 条例第二百二十二条の十五第四項の規定による免税用途使用承認の申請

第十七 条例第二百二十二条の十五第五項の規定による免税用途使用承認の申請

第十八 条例第二百二十二条の十五第六項の規定による免税用途使用承認の申請

第十九 条例第二百二十二条の十五第七項の規定による免税用途使用承認の申請

第二十 条例第二百二十二条の十五第八項の規定による免税用途使用承認の申請

第二十一 条例第二百二十二条の十五第九項の規定による免税用途使用承認の申請

第二十二 条例第二百二十二条の十五第十項の規定による免税用途使用承認の申請

第二十三 条例第二百二十二条の十五第十一項の規定による免税用途使用承認の申請

第二十四 条例第二百二十二条の十五第十二項の規定による免税用途使用承認の申請

第二十五 条例第二百二十二条の十五第十三項の規定による免税用途使用承認の申請

第二十六 条例第二百二十二条の十五第十四項の規定による免税用途使用承認の申請

第二十七 条例第二百二十二条の十五第十五項の規定による免税用途使用承認の申請

第二十八 条例第二百二十二条の十五第十六項の規定による免税用途使用承認の申請

第二十九 条例第二百二十二条の十五第十七項の規定による免税用途使用承認の申請

障害者が戦傷病者手帳の交付を受けている者で身体障害者手帳の交付を受けていないものである場合にあつては、健康福祉部福祉政策課長。第五十一条の三第五項において「福祉事務所長等」という。又は地域保健法(昭和二十二年法律第一号)第五十一条の規定により設置された保健所の長(第五十一条の三第五項において「保健所長」という。)を「福祉事務所長等又は保健所長」に改める。

第三章第一節及び第二節を次のように改める。

第一節及び第二節 削除

第五十一条から第五十七条まで 削除

第五十九条第一項中「様式第二百八十一号」を「様式第二百一十七号」に改める。

様式第三十号その一を次のように改める。

様式第30号 更正(決定)及び加算金額決定通知書 その1

法人の県民税、法人の事業税及び地方法人特別税の更正(決定)及び加算金額決定通知書										
								年 月 日		
所在地										
名称 様										
法人番号								秋田県 地域振興局長 印		
地方税法第55条第 項及び第72条の 第 項並びに第72条の 第 項及び第72条の 第 項の規定により次のとおり更正(決定)したので、通知します。 この通知により納付すべき金額については、 年 月 日までに秋田県指定金融機関、秋田県収納代理金融機関又は東北各県内の郵便局に納付してください。										
事業年度(計算期間)		~			法定納期限		区 分			
法 人 事 業 税					法 人 県 民 税					
更 正 (決 定)	摘 要		課税標準(千円)	税率 $\frac{\quad}{100}$	税 額 (円)	課税標準となる① 法 人 税 額 (千円)				
	所 得 割	所得金額総額					法人税割額(①× /100)			
		年 万円以下の金額					外国法人税等の控除額			
		年 万円超・年 万円以下の金額					仮装経理に基づく法人税割額の控除額			
		年 万円超の金額					利子割額の控除額(控除した金額)			
		計					課税免除額			
	付 加 価 値 割	付加価値額総額					更正(決定)後の法人税割額			
		付加価値額					更正(決定)後の均等割額			
	資 本 割	資本金等の額総額					更正(決定)後の法人県民税額			
		資本等の金額					既に納付の確定した当期分の法人税割額			
	収 入 割	収入金額総額					既に納付の確定した当期分の均等割額			
		収入金額					既に納付の確定した当期分の法人県民税額			
	更正(決定)後の事業税額					租税条約の実施に係る法人税割額の控除額				
	仮装経理に基づく事業税額の控除額					過大還付請求利子割額				
	課税免除額					差 引		この通知により納付すべき法人税割額		
既に納付の確定した当期分の事業税額					この通知により納付すべき均等割額					
租税条約の実施に係る事業税額の控除額					この通知により納付すべき法人県民税額					
この通知により納付すべき事業税額							還付利子割額			
内 所得割		付加価値割								
訳 資本割		収入割								
地 方 法 人 特 別 税										
更 正 (決 定)	摘 要		課税標準(千円)	税率 $\frac{\quad}{100}$	税 額 (円)					
	所得割に係る地方法人特別税額									
	収入割に係る地方法人特別税額									
	更正(決定)後の地方法人特別税額									
	仮装経理に基づく地方法人特別税額の控除額									
	既に納付の確定した当期分の地方法人特別税額									
	租税条約の実施に係る地方法人特別税額の控除額									
この通知により納付すべき地方法人特別税額										
加 算 金	区 分		基本税額(千円)	率 $\frac{\quad}{100}$	金 額 (円)					
	過 少 申 告 加 算 金	通常額								
		加算額								
	不 加 算 金	通常額								
		加算額								
重 加 算 金										
二以上の道府県において事業所等を設けて事業を行う場合の分割課税標準額等										
法 人 事 業 税					法 人 県 民 税					
分 割 基 準	総 数 (円)				法 人 税 総 額 (円)					
	本 県 分 (円)				分 割 基 準 総 数					
	総 数 (円)				分 割 基 準 本 県 分					
	本 県 分 (円)				利子割額(控除されるべき額)					
延滞金額		法律による金額								
この処分に関する不服がある場合の救済の方法		(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)								

様式第百九十三号から様式第二百四十四号までを次のように改める。

様式第193号 自動車取得税減免承認（不承認）通知書

自動車取得税減免承認（不承認）通知書

年 月 日

申請者

住(居)所
(所在地)

氏 名
(名 称)

様

秋田県秋田地域振興局長印

年 月 日付けで申請のあつた自動車取得税の減免について、秋田県税条例施行規則第37条第2項の規定により、次のとおり通知します。

年 度	年 度	自動車取得税減免額	円	
自動車の表示	登 録 番 号 (車 両 番 号)		定 置 場	
承認しない 理 由				
この処分に不服 がある場合の 救 済 の 方 法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)			

様式第194号 自動車取得税減免申請受理印

自動車取得税
減免申請受理済

様式第195号 仮特約業者指定承認（不承認）通知書

仮特約業者（特約業者）指定承認（不承認）通知書

年 月 日

申請者

住(居)所
(所在地)
氏 名
(名 称)

様

秋田県 地域振興局長 印

年 月 日付けで申請のあつた仮特約業者（特約業者）の指定について、承認した（承認できません）ので、
秋田県県税条例施行規則 第44条の2 第 項の規定により通知します。
第44条の3

指定年月日

年 月 日

不承認の
理 由

この処分に
不服がある
場合の
救済の方法

(この欄には、様式第36号の例による教示の文を記載すること。)

様式第196号 仮特約業者指定取消通知書

仮特約業者(特約業者)指定取消通知書

年 月 日

仮特約業者(特約業者)

住(居)所
(所在地)
氏 名
(名 称)

様

秋田県 地域振興局長印

次のとおり秋田県県税条例第119条第3項第120条第2項の規定により指定を取り消したので、秋田県県税条例施行規則第44条の2第44条の3第3項の規定に基づき通知します。

指定年月日	年 月 日
指定取消年月日	年 月 日
指定取消理由	
この処分に関する場合の救済の方法	(この欄には、様式第36号の例による教示の文を記載すること。)

様式第197号 軽油引取税特別徴収義務者指定書

軽油引取税特別徴収義務者指定書

年 月 日

様

秋田県 地域振興局長 関

次のとおりあなたを軽油引取税の特別徴収義務者として指定したので、秋田県県税条例施行規則第44条の4第2項の規定により通知します。

なお、軽油引取税特別徴収義務者登録申請書を直ちに提出してください。

事務所又は 事業所	所在地		
	名称		
指 定 事 項	特 別 徴 収 者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
摘 要			
この処分に 不服がある 場合の 救済の方法	(この欄には、様式第36号の例による教示の文を記載すること。)		

様式第198号 軽油引取税特別徴収義務者指定通知書

軽油引取税特別徴収義務者指定通知書

年 月 日

特別徴収義務者

住(居)所
(所在地)

氏 名
(名 称)

様

秋田県 地域振興局長印

次のとおりあなたのほかに軽油引取税の特別徴収義務者を指定したので、秋田県県税条例施行規則第44条の4第2項の規定により通知します。

事務所又は 事業所	所在地		
	名 称		
指 定 事 項	特別徴収 義務者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
摘 要			
この処分に 不服がある 場合の 救済の方法	(この欄には、様式第36号の例による教示の文を記載すること。)		

様式第199号 軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除通知書

軽油引取税登録特別徴収義務者登録消除通知書

年 月 日

特別徴収義務者

住(居)所
(所在地)

氏 名
(名 称)

様

秋田県 地域振興局長 印

次のとおり軽油引取税の登録特別徴収義務者の登録を消除したので、秋田県県税条例施行規則第44条の5第2項の規定により通知します。

なお、軽油引取税特別徴収義務者証の交付を受けている場合は、直ちに返納してください。

登録消除 事 項	登録特別 徴収義務者	住(居)所 (所在地)	
		氏 名 (名 称)	
登録消除 年 月 日	年 月 日		
登録消除の 理 由			
備 考			
この処分に 不服がある 場 合 の 救済の方法	(この欄には、様式第36号の例による教示の文を記載すること。)		

様式第200号 免税軽油使用者証・免税証返納命令書

免税軽油使用者証・免税証返納命令書

年 月 日

免税軽油使用者

住(居)所
(所在地)
氏 名
(名 称)

様

秋田県 地域振興局長印

秋田県県税条例 第122条の7 第5項 の規定により、次のとおり免税軽油使用者証の返納を命じます。
第122条の8 第8項 免 税 証

返納すべき 免税軽油 使用者証	使用者証の番号		交付年月日		業 種	
	秋 田 県 第 号		年 月 日			
返納すべき 免税証の 明 細	交付年月日	業 種	記 号 番 号	種 類	枚 数	数 量
	・			紙券	枚	紙
	・					
	・					
	・					
返納の理由						
返納期限	年 月 日					
備 考						
この処分 に不服がある 場合の 救済の方法	(この欄には、様式第36号の例による教示の文を記載すること。)					

様式第201号 軽油引取税徴収猶予承認（不承認）通知書

<h2 style="margin: 0;">軽油引取税徴収猶予承認（不承認）通知書</h2>					
年 月 日					
様					
秋田県 地域振興局長 印					
次のとおり地方税法第144条の29第2項の規定により、承認（不承認）の通知をします。					
特 別 徴 収 義 務 者		住(居)所 (所在地)			
		氏 名 (名 称)			
申 請 年 月 日			年 月 日		
年度	月別	申告納入すべき 軽油引取税額	左のうち受け取ることので きなかつた税額	納期限までに納入し なければならない額	徴収猶予承認額及び 徴収猶予の期間
		円	円	円	円
分割納入の場合の額及び納入すべき年月日					
第 1 回	円	. .	第 2 回	円	. .
不承認の理由					
摘 要					
この処分に不服がある場合の救済の方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)				

様式第202号 軽油引取税の還付又は納入義務の免除承認（不承認）通知書

軽油引取税の還付又は納入義務の免除承認（不承認）通知書

年 月 日

様

秋田県 地域振興局長印

次のとおり申請について承認した（承認しない）ので、地方税法第144条の30第3項の規定により通知します。

申請者	住(居)所 (所在地)				
	氏 名 (名 称)				
軽油の納入地					
申請年月日	年度	月別	申請額	承認額	摘 要
			円	円	
不承認の理由					
摘 要					
この処分 に不服 がある 場合の 救済の 方法	(この欄には、様式第4号の例による教示の文を記載すること。)				

様式第203号 免税用途使用承認書

免 税 用 途 使 用 承 認 書

年 月 日

様

秋田県 地域振興局長 印

免税用途使用について、次のとおり承認したので、秋田県県税条例第122条の15第2項の規定により通知します。

申 請 年 月 日		年 月 日	
申 請 者	住(居)所 (所在地)		
	氏 名 (名 称)		
免税軽油以外の軽油を 免税用途に供した年月 日及びその数量	年 月 日	年 月 日	
	数 量	リットル	
免税軽油以外の軽油の 引渡しを行った軽油販 売業者の事務所又は事 業所の所在地及び氏名 又は名称	所 在 地		
	氏 名 (名 称)		
摘 要			
この処分に 不服がある 場 合 の 救済の方法	(この欄には、様式第36号の例による教示の文を記載すること。)		

藤田郡川口町及び藤田郡川口町十区(併) 三三
 様式第二百五十六号の二から様式第二百八十号までを削る。
 様式第二百八十一号を様式第二百五十七号とする。

(秋田県県税事務取扱規則の一部改正)
第二条 秋田県県税事務取扱規則(昭和三十一年秋田県規則第十六号)の一部を次のように改正する。

目次中「第九節 削除」を「第九節 自動車取得税(第四十一条―第四十五条) 第九節の二 軽油引取税(第四十一条―第四十五条の二―第四十五条の十)」に、「第十四節 自動車取得税(第五十四条―第五十七条) 第十五節 軽油引取税(第五十八条―第六十二条)」を「第十四節及び第十五節 削除」に改める。

第二章第九節を次のように改める。

第九節 自動車取得税
 (自動車取得税に係る申告状況等の整理)
第四十一条 秋田地域振興局長は、自動車取得税に係る申告、修正申告、更正及び決定の状況その他必要な事項を電子情報処理組織により整理しなければならない。

(更正又は決定の決議)
第四十二条 秋田地域振興局長は、法第二百二十九条の規定により更正又は決定をしようとするときは、自動車取得税更正(決定)決議書により決議しなければならない。

(加算金額の決定等)
第四十三条 秋田地域振興局長は、法第三百三十二条又は法第三百三十三条の規定により自動車取得税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額及び重加算金額の決定をしようとするときは、自動車取得税加算金額決定決議書により決議しなければならない。

2 自動車取得税に係る加算金額を徴収する場合には、当該加算金額の決定の通知をした日から一月を経過する日までの納期限とするものとする。

(自動車取得税に係る書類の様式)
第四十四条 次に掲げる書類の様式は、別に定める様式によるものとする。

- 一 自動車取得税更正(決定)決議書
- 二 自動車取得税加算金額決定決議書

第四十五条 削除
 第二章第九節の次に次の一節を加える。
第九節の二 軽油引取税
 (軽油引取税に係る申告状況等の整理)

第四十五条の二 地域振興局長は、軽油引取税に係る申告、更正及び決定の状況その他必要な事項を電子情報処理組織により整理しなければならない。

(特約業者の指定等に係る通知等)
第四十五条の三 地域振興局長は、条例第一百九条第一項又は第三項の規定により仮特約業者の指定又は指定の取消しを行つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

第四十五条の四 地域振興局長は、条例第二百二十条第一項の規定により特約業者の指定をする場合においては、あらかじめ関係都道府県知事の意見を聴かなければならない。

2 地域振興局長は、特約業者の指定を行つたときは、その旨を関係都道府県知事に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

3 地域振興局長は、県外に主たる事務所又は事業所を有する特約業者について条例第二百二十条第二項の規定による指定の取消しの必要があると認めるときは、その理由を記載した書類を添えて、当該特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地の都道府県知事に対し、特約業者の指定の取消しの請求をしなければならない。

4 特約業者の主たる事務所又は事業所の所在地を所管する地域振興局長は、条例第二百二十条第二項又は法第四百四十四条の九第五項本文若しくは第六項後段の規定によつて当該特約業者の指定の取消しを行つた場合には、その旨を関係都道府県知事に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(軽油引取税の特別徴収義務者の指定等)
第四十五条の五 地域振興局長は、条例施行規則第四十四条の二第一項の規定により軽油引取税の特別徴収義務者を指定しようとするときは、軽油引取税特別徴収義務者指定決議書により決議しなければならない。

2 地域振興局長は、軽油引取税特別徴収義務者指定通知書を発出しようとするときは、前項の規定による決議と併せて発出の決議をしなければならない。

(免税軽油使用者等の返納命令の決議)
第四十五条の六 地域振興局長は、条例第二百二十二条の七第五項の規定により免税軽油使用者証の返納を命じようとするときは、免税軽油使用者証返納命令決議書により決議しなければならない。

2 前項の規定は、条例第二百二十二条の八第四項の規定により交付した免税証の返納の命令について準用する。
 (事業の開廃等の届出に係る通知)

第四十五条の七 条例第二百二十二条の十七の規定による届出を受けた地域振興局長は、当該届出に係る事項を、速やかに関係地域振興局長及び関係都道府県知事に通知するとともに、知事に報告しなければならない。

(更正又は決定の決議)
第四十五条の八 地域振興局長は、法第四百四十四条の四十四の規定により更正又は決定をしようとするときは、軽油引取税更正(決定)決議書により決議しなければならない。

(加算金額の決定等)
第四十五条の九 地域振興局長は、法第四百四十四条の四十七又は法第四百四十四条の四十八の規定により軽油引取税に係る過少申告加算金額、不申告加算金額及び重加算金額の決定をしようとするときは、軽油引取税加算金額決定決議書により決議しなければならない。

2 軽油引取税に係る加算金額を徴収する場合には、当該加算金額の決定の通知をした日から十五日を経過した日までの納期限とするものとする。
 (軽油引取税に係る書類の様式)
第四十五条の十 次に掲げる書類の様式は、別に定める様式によるものとする。

- 一 軽油引取税特別徴収義務者指定決議書
- 二 免税軽油使用者証返納命令決議書
- 三 免税証返納命令決議書
- 四 軽油引取税更正(決定)決議書
- 五 軽油引取税加算金額決定決議書

第十四節及び第十五節 削除
第五十四条から第六十二条まで 削除
 第九十八条中「第七百条の二十一」を「第四百四十四条の二十九」に改める。

第九十九条第一号中「第七百条の二十一第一項」を「第四百四十四条の二十九第一項」に改め、同条第二号中「第七百条の四十四の三第一項」を「第四百四十四条の二十第一項」に改め、同条第五号中「第七百条の四十四の三第二項」を「第四百四十四条の二十第二項」に、「第七百条の二十一第二項」を「第四百四十四条の二十九第二項」に改める。

第一百零一条第一項中「第七百条の二十一第二項」を「第四百四十四条の二十九第二項」に改める。
 (秋田県産業廃棄物税条例施行規則の一部改正)
第二条 秋田県産業廃棄物税条例施行規則(平成十五年秋田県規則第六十三号)の一部を次のように改正する。

第... (Text partially obscured)

第六条中「第七百条の三十四第四項」を「第四百四十四条の四十八第四項」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成二十一年四月一日から施行する。
(様式に関する経過措置)
- 2 第一条の規定による改正前の秋田県税条例施行規則(以下「旧規則」という。)に定める様式により作成された用紙は、当分の間、所要の調整をして使用することができる。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている旧規則に基づく申請書は、第一条の規定による改正後の秋田県税条例施行規則に基づく申請書とみなす。

発行者 秋田県
秋田市山王四丁目一番一号
購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所
秋田県山王七丁目五番二十九号
株式会社松原印刷社
電話(062)8766 FAX(063)0005
E-mail:matsubara@matsubaranisatsu.co.jp
秋田市山王七丁目五番二十九号
松原繁雄